

て、陸奥國府は、北進せずばあるべからず、此時武隈に移りて、信夫なるは、石背の國府
とはなりけむ。

○丹取郡(名取郡)

和銅六年十二月、新建陸奥國丹取郡、とあるは、後の名取郡なり、此郡名は、蝦夷語など
にて、内地人には、「にどり」とも、「などり」とも聞えて、後に名取と改められしにやあらむ、
「うきた」浮田の「うきたみ」かきたみ(優嗜曇置賜)となりしも、同例ならむ、扱、名取は、置
郡の前より、軍團を置かれたりと覺し、そは、神龜五年四月、改丹取軍團、爲玉作軍團、と
あるにて、夙くより置かれたるを知る、又、此文に據て、丹取郡は、即ち、玉造郡ならむと
云ふは、あらず、和銅の當時、多賀城すら未だ築かれず、遠き玉造に、置郡あるべき理な
し、五十四郡考補遺に、類聚國史錄、此軍團事、丹取作名取、爲是、所謂改者、言改徙所置軍
團處、非改更郡名之謂也、と云ひ、享祿本、三代格の弘仁六年八月の官符に、新に名取團
に、兵士一千人を加へられしと見ゆれば、愈證すべし、名取には、後までも軍團ありし
なり、此郡は、海道山道の相會する要衝にて、軍團を置かれずはあらず、養老六年八月
に、陸奥鎮所、神龜元年二月に、鎮守軍卒など見ゆる、皆此の軍團なり、此年、多賀城を築
きて、鎮所、北進せしならむ、斯くて、天平神護二年十二月に、陸奥國人、名取公龍麻呂、神

護景雲三年三月に、陸奥國、名取郡人、吉彌候部老人など見えて、是より先に、丹取を名
取に改められしを知る、然して、後の宮城郡の地は、初め、名取郡内にて、後に割きて、多
賀城にて管知せしは、天平勝寶四年二月に、陸奥國調庸者、多賀以北、令輸黃金とあり
て、多賀を云ひて、宮城郡を云はざるにて知らる、之を延暦四年に見ゆる權置の多賀
郡と見る説もあれど、三十四年間、權置の郡と云ふとあるべしや、(多賀郡は、寶龜十一
年の蝦夷伊治公昔麻呂の亂後に、權置せられしものと思はる)斯くて、靈龜元年に、黒
川郡を建てられて後、多賀城管下の地を、宮城郡に建てられ、天平神護二年十一月に
至て、以陸奥國磐城宮城二郡稻穀、賑給貧民とありて、宮城の郡名、始めて見えたり、

○香阿村 開村

續紀、靈龜元年十月丁丑、陸奥蝦夷、第三等邑良志別君、宇蘇彌奈等言、親族死亡、子孫數
人、常恐被狄徒抄略乎、請於香阿村、造建郡家、爲編戶民、永保安堵、又、蝦夷須賀君、古麻比
留等言、先祖以來、貢獻昆布、常採此地、年時不闕、今、國府郭下、相去道遠、往還累旬、甚多辛
苦、請於開村、便建郡家、同於百姓、共奉親族、永不闕貢、並許之、とある、香阿村、開村の地、前
人未だ善くも考へ得ず
按ずるに、古へ、蝦夷に爵を賜ひて、第幾等の稱あり、又、是より先き、和銅三年四月に、蝦

夷等請賜君姓同編戶とあり、右の文の蝦夷等、爲編戶民、又同於百姓とあれど、既に第三等の爵あり、又君姓をも稱し、又狄徒の抄略を恐ると云ひ、先祖以來、昆布を貢して、年時闕けずと云へば、夷なれども、久しく皇化に歸して、殆ど王民に同じきものなり、されば、香阿村、開村の地は、當時の夷地の極南界に求めずは、あるべからず、村尾氏の續紀の校本を見るに、香阿を香河に作れるもの、異本數種にあり、因て考ふるに、香河の香の字、恐らくは久呂の二字を一字に誤れるならむ、その久呂河村を、黒川郡に建てられしものと見ば、穩當なるにあらずや、和名抄の黒川郡にも、久呂加波と訓じたり、或は昏河若しくは、暮河の草體よりの誤寫とも見むか、扱、又開村の地は、昆布を採るとあれば、海邊なりしなり、奥州の海にて、昆布あるは、金華山以北なりとす、牡鹿郡中なるべし、(當時は、桃生郡、本吉郡共に牡鹿郡内なり)奥州方言に、洲沙の地を、すかといふ、蝦夷の名の須賀君も、海邊に因みあるか、文中の國府は、前にも云へる如く、信夫郡なりしなるべければ、相去道遠、往還累句とあるも、牡鹿と見て、大差なからむ、然れども、開村の地、遂に適知すべからず、

後の開伊郡の地ならむとの説は當らず、開伊郡は、後の延暦の頃まで頑嶺なりし、鰐澤の夷地の更に北にあり、地理の懸絶、思はずは、あるべからず、開とは、蝦夷語に

て、水の事なれば、隨地に同名あるべし、

○奥郡 奥邑 奥縣

古へ、陸奥國黒川郡以北を、奥郡と稱しき、寶龜七年十二月、募陸奥國諸郡百姓、戍奥郡者、給復三年、延暦元年五月、陸奥國、頃年兵亂、奥郡百姓並未集、給復三年、大同三年十月、陸奥國、云々、降者之徒、叛端既見、因茲、奥郡庶民、出走數度、承和四年四月、百姓妖言、騷動不止、奥邑之民、去居逃出、同六年四月、灾星屢見、地震是頻、奥縣百姓、多以畏逃、同七年三月、奥邑之民、共稱庚申、潰出之徒、不能抑制、寶龜十一年庚申、伊治公、嘗麻呂の亂あり、今年も庚申なれば、云ふなど、ある奥郡、奥邑、奥縣は、類聚三代格、大同五年二月の官符に、陸奥國浮浪人、準土人、輸狹布、云々、但、黒川以北、奥郡浮浪人、元來不在、差科之限とあるにて、黒川以北、諸郡の稱なること、明らかなり、宮城、黒川の郡界に、山脈あり、西船形山、泉が岳より、東、松島の富山に至り、截然として、南北を區劃し、外洋中、暖流の作用などよりして、氣候の差あるは、言ふまでもなく、産物、風俗、南北、自ら異なる所あり、今も、山脈以南の者、以北へ行くを、奥へ行くといひ、今も、古への六町一里を、小道と稱して用ゐるを、山脈以北の俗とす、上古、黒川以北の、殊に奥地にして、人夷に文野の區別ありしを、察すべし、宮城郡の多賀城に、久しく、鎮守府、國府を置かれしも、思ひ半に過

ぎむ、奥州の舊史を考へ、置郡の次第など考證するもの、此地文の區劃に心付くときは、成務の朝に、志太郡に國造あり、大化建國の初より、賀美郡、志太郡あり、などいふ説は、妄想なるを覺るなるべし、

○玉造塞

此舊址、先輩未だ考へず、余に一臆説あり、續後紀、承和四年四月戊申の條に、陸奥國言、玉造塞、温泉石神、雷震振、晝夜不止、とあり、此文の玉造塞の字は、玉造塞管下の地の意にはあらず、是より先き、神護景雲三年三月に、玉造郡の字見えて、置郡の後なればなり、然して、此温泉石神は、神名帳にも見えて、郡中、川度温泉の地今、温泉村にあり、されば、玉造塞、温泉石神の文は、玉造塞所在地、温泉石神の義ならむ、さらば、塞址は、即ち、川度温泉の地ならむか、此地より、北に向ひ、鬼首村オニカサを過ぎ、奥羽山脈を越えて、雄勝城、雄勝郡湯澤町ニに到るべき道あり、又、西すれば、中山越して、出羽に出づ、近時の實測に據れば、奥羽山脈中、中山越、海拔最低しと云ふ、されば、出羽との連絡を保たむが爲に、此地に塞を設けられしものともすべしか、尙、後人の考へを待つ、

伊治城址は、栗原郡、城生野シキノの地今、富野村の内ならむとの考へは、史學雜誌に、伊治城址考として、出し置きたり、扱、後紀、延暦十五年十一月の條に、伊治城、玉造塞、相去卅

五里、中間置一驛一とあり、こは、三十里一驛の制なるに、五里延びたれば、一驛を置かれしなるべければ、此の數字に、誤あらむとも見難し、さらば、城生野、川度、相距ること、今道七八里もあれば、餘りに西に偏せり、定説ともしがたきか、

○遠山村

續紀、寶龜五年十月庚午、陸奥國遠山村者、地之險阻、夷俘所憑、歷代諸將、未嘗進討、而按察使大伴駿河麻呂等、直進擊之、覆其巢穴、云々、此遠山村、未だ考證せし人なし、按ずるに、此進擊は、蝦夷が桃生柵トモノに寇せし後にあれば、遠山村は、蓋し、後の登米郡登米町の地ならむ、遠山、登米、聲相似たり、和名抄に、登米を止與米と訓じたる、米は末の誤か、されど、米の字に、まゝの音もあり、且、明治以前までは、此地名を、とよまとのみ云ひき、安井息軒が讀書餘滴の奥州紀行の中に、此の登米町を耳聞して、外山トヤマと誤記せしも、以て證すべし今、とよなと云ふは、維新後に、他國より來りし縣吏などの、百姓讀せしに起れり、往時は、さる稱呼せし者、一人もなかりき、

○賊帥阿豆流爲の居 巢伏村

續紀、延暦八年六月の北上河東の激戰に、官軍、比至賊帥夷阿豆流爲之居、有賊徒二百許人、迎逢相戰、官軍且戰且燒、至巢伏村、云々、村尾氏の校本に據るとあり、按ずるに、今、

膽澤郡水澤町の東に接して、安土呂井村あり、是れ阿豆流爲の居なりしなるべし、西岸にわれど、比至とあれば、妨げあらじ、但し、村尾氏の校本に、阿豆流爲の爲字疑衍としたるは、何の意なりしにか、日本紀畧、延暦二十一年四月の條に、夷、大墓君、阿豆利爲、出降とあるは、同人なるにあらざるや、巢伏村、未だ考へず、

○鳥海柵

先輩此柵を、東磐井郡の鳥海村とせしは、臆測なり、此柵址は、膽澤郡八幡村(國道鎮守府址の西北十四五町、西根村の字、鳥海の地と定むべきなり、初め、府址より西五里、永澤村の字、鳥海と考へしかど、友人野田氏に告げられて、改めたり、陸奥話記に、貞任逃入、バ川關、云々、遂不拒關、保鳥海柵、云々、將軍破關到膽澤郡白鳥村、攻大麻生野及瀬原二柵、拔之、云々、襲鳥海柵、行程十餘里也、官軍未到之前、宗任等棄城、走保厨川柵、將軍入鳥海柵、云々、襲黑澤尻柵、拔之、云々、向厨川柵、云々、とあり、瀬原は、下衣川村の内にあり、白鳥村は、其北にあり、大麻生野は、前澤驛の東北なる上麻生村なるべく、黑澤尻は、和賀郡にあり、厨川は、岩手郡にあり、皆、今の國道に當れば、賊は、すべて、北上川の西岸に沿ひて、北退せしなり、鳥海柵此順路中ならずは、あるべからず、今の上麻生村邊より、西根村の鳥海までは、今道、四里弱なれば、話記の行程十餘里也は、廿餘里の誤脱なり、

るべし、西根村(今、金ヶ崎村)の鳥海は、國道鐵道より西にて、平陵上に壘址ありと云、按ずるに、本朝續文粹、六源賴義の奏狀に、安倍氏が強梁を記して、數十年之間、六箇郡之内、不從國務、如忘皇威、とあり、陸奥話記に、六箇郡之司、安倍賴良、(後、賴時)とあり、又、橫行六郡、漸出衣川外、以一丸泥、封衣川關、誰敢有被者、遂閉道不通、出衣川關、放使諸郡、徵納官物、などありて、安倍氏の居の、衣川柵なりしことも、吾妻鏡に見えて、すべて、衣川を界として、以北に、濫據したりしこと分明にて、六郡は、膽澤、江刺、和賀、稗貫、斯波、岩手なる事も人の知る所なり、又、貞任は、厨川次郎を稱し、宗任は、鳥海三郎を稱し、正任は、黑澤尻五郎を稱し、行任は、白鳥八郎を稱したる、(吾妻鏡)是等の地名、皆、六郡内にあるに徵するに、宗任、獨り、六郡外なる東磐井郡の鳥海を稱すべき理なし、殊に、陸奥話記に、賴時、爲流矢所中、還鳥海柵而死、とある、還の字に就きて、鳥海は、六郡内なるべきこと著し、東磐井の鳥海は、衣川柵より、北上川を東へ渡りて、更に東北、古への四五十里もある深山中にあり、斯る異方面なる山中に入て、又、厨川に走ると云ふことあるべしや、(東磐井の鳥海の人、明治三十三年に、依田百川氏に撰文を託して、宗任が鳥海柵址の碑と云ふを、村内に建てたり)

○志波城 德丹城

延暦二十二年二月志波城を造られしこと、日本紀畧に見え、後紀、弘仁五年十月の條に、膽澤、德丹二城、遠去國府、孤居塞表、と有り、享祿本三代格、弘仁六年八月廿三日の官符に、停止鎮兵事、合壹仟人、膽澤城五百人、德丹城五百人、などあり、志波城は、今の紫波郡の郡山なる古城なりと云ふ、德丹城は、其北六十町許なる德田村なるべし、共に國道に當る、上代の築城之を極とす、

○閉伊村 爾薩體村 都母村

續紀、弘仁二年三月甲寅の條に、按察使、文室朝臣綿麻呂、兵を發して、爾薩體、幣伊二村を征せしこと、出羽守、大伴宿禰今人、勇敢を率ゐて、爾薩體村を襲撃せしこと、七月辛酉の條に、武藏體の夷の都母村に居て、幣伊村の夷を誘ふと云ふこと、十二月甲戌の條に、田村麻呂が嘗て閉伊村の賊を掃蕩せしこと等を載せたり、閉伊村は、後の閉伊郡なること、論なけれど、當時の夷族の部落は、郡中の何地なりしかと云ふに、今の東閉伊郡、宮古灣頭の地、是れなり、鎌倉の世に源為賴、後賴基といふ者、閉伊郡の北部を興へられ、閉伊武者所を稱し、世々、宮古灣頭なる、宮古川の北岸の根市城に居て、後には、閉伊氏を稱せり、盛岡藩、坂牛氏の舊蹟遺聞に、南朝の時の閉伊氏の文書を擧げたり、左の如し、(年號なし)

任宣旨狀早可令領掌之狀如件

正月廿一日

閉伊十郎左衛門尉光賴法師法名代子息親光謹言上、欲早下賜安堵國宣、宣の誤備、龜鑑陸奥國閉伊郡内、呂木閉河ハカ多久佐利、小山田閉崎、赤前以下地頭職間事、副進

一通 讓狀

一通 御下知

右於彼所者、爲代々相傳地、免實任讓狀御下知旨、尙知行之上、口下賜安堵國宣、爲備、永代龜鑑、恐々言上如件

書中の地名、皆宮古灣頭に現存す、宮古川の南岸に、老木村、田鎖村、小山田村あり、灣の南頭に、赤前村あり、其東北灣邊に、戸之崎の地ありて、宮古川の舊名を閉伊川と云へり、閉は、蝦夷語のヒ(水)なるべく、其閉河、閉崎の地名の現存するより見れば、上代の閉伊村の夷族の部落は、此地なりしこと、論なからむ、宮古より盛岡に通ずる路に、閉伊街道の名を專にするも、愈證すべし、

續紀、靈龜元年十月の閉村は、此地にはあらじと云ふこと、前に云へり、

爾薩體村の舊地に就ては、二十餘年前盛岡藩の那珂通高氏に、二戸郡の仁佐平村なりと聞きしことあり、即ち郡中なる福岡町の東北に隣せり、福岡なる小學校に書通して、村名を問ひしに、仁佐平は「にさつたひ」と訓ず、此邊の地名の下に平の字あるもの、皆「たひ」とのみ讀みて「ら」を云はず、町村制に因て、今は爾薩體村の字、仁佐平となれり、村内に、小山と稱する小丘あり、夷酋の居なりし由を傳ふと答へられたり、此村の東に折爪岳あり、其麓に夷森と云ふあり、蝦夷の居なりしならんと、盛岡藩の那内郷村志に見ゆ、同書に、又仁佐平の西なる堀野の武内明神の天正十九年の縁起を載せて、武内臣が下向して、蝦夷を征せしを祀れる由を云へり、弘仁二年に、此地を征せし大伴宿禰今人の宿禰を誤傳せしなるべし、

都母村は、今の上北郡の七戸の北に、坪村、坪川とてある、是れにて例の名高き坪の石文ありし由傳ふる地なり、袖中抄にも「みちのれくに、つものいしふみあり、云々、そのところをば、つばといふ、云々、それをつもといふなり」とあり、つばは、(文彦云、蝦夷語、shipo なり)、船に乗る、義今の倉内川(坪川)の渡津に家居せし故の名なりと、松浦武四郎氏が壺碑考に云へり、

川

月中有影婆娑者、乃是山河興海洋、今日談天皆實據、堪酬千古淮南王。

酒間藏示某氏

求悅庸流枉苦辛、不如率性任天真、規々局々畏清議、未必其心君子人。

題空念上人髮繡曼陀羅

我聞佛髮成字形、德字安字呈天模、空念上人大功力、欲濟末世凡夫愚、綴來四萬八千煩惱髮、現出莊嚴淨土寶相圖。

遷西莊雜詠

月罩煙波夜色收、晚潮方漲沒前洲、酒家燈影隔江閃、時送歌聲到我樓。

松島歸舟逢雨

海雨吹來送去舟、春潮十里綠於油、宛然一幅西湖畫、淡抹遠洲濃近洲。

送佐和東野之歐洲

長風送艦入雲間、萬里鵬程向歐山、藩祖遠圖今耐想、去探當日與南蠻。

始めて洋人につきて洋學する時よめる

蟹もしをまねふ身にしも葦原のみちのひとすちふまむとそれもふ

おやおはちか箕裘のわさからくもつさゝて學位さへ受けしかは

つかのきのいやつきく〜に生ひきにし槻のはつえのかれすもあるかな
家の風月の桂はをらすとも吹きたにおくれ三世の書の香

伽羅先代萩の話

史學會公開演説
明治三十五年六月廿八日

拙者の演題は「伽羅先代萩」をかしな題是は史學會の幹事が御出になつての御注文に、何か柔らかいものを話して呉れとの事、柔らかいと云ふのには餘程味ひもあらうが、これらが拙者どもの方ではまづ柔らかいものと思ふ、但し此お話は勢ひチヨツと穢褻らしいことにも這入るから、若い方などにはいかゞであるが、是もマア歴史の上の一ツの研究である、扱此の話は、此淨瑠璃の作の趣向が旨いとたまづいとか、さやうなことを論ずるのではない、やはり自分の好む所の歴史の上の考證である、面白からうと思ふと、少し當てが違ふか知らぬから、御断りをして置く、

此「伽羅先代萩」と云ふ芝居は、滿天下知らぬ人はあるまい、今から二百三十四十年前、萬治寛文の頃に、仙臺の伊達家に起つた事件、即ち世の中で伊達騒動又は仙臺騒動と言ふものである、伽羅と書てメイボクと讀むのは、をかしいやうであれど、メイボクは名高い木と云ふ意味の訓を、伽羅と云ふ字に振つたので、夫は此頃の風俗に、すべ

て伽羅と云ふ辭を結構など云ふ意味に使つた、夫から探つたと見える、先代は奥州仙臺の地名を當てたに違ひない、萩と云ふは、宮城野の萩から探つたものか、萩は灌木で、草と木の間のものであるから、名木としたと見える、是が今から百十八年前、天明の五年に出來た淨瑠璃で、芝居ではなくて、江戸の中橋の結城座の操人形に、始めて掛けた所の淨瑠璃である、作者は松貫四、高橋武兵衛、吉田角丸で、丸本に九段になつて居る、しかるに現在諸方の芝居で興行する「千代萩」といふものは、松貫四等の作つたものとは違つて、種々なものを取り合せて作り變へてある、其事は後に申さう、そこで全編九段の中で、始めの第一段から五段までは、例の足利左金吾頼兼と、遊女高尾と原田甲斐とに關係したことが重にある、六段から九段迄は、政岡、甲斐、松前鐵之助、伊達安藝等に關係して居る、是から話しかゝるが、全體は中々長い、今日は三分の一位外話しは出來ぬ、又話しする前に一寸御断りをして置くが、今日は私も重野安釋先生の門に入て、さうも致し方がない、抹殺の流れを汲む、是が一ツの御断り、夫で此伊達騒動と云ふものは、芝居、軍談、或は貸本等で散々に蹂躪されて居て、斯く申す拙者は、仙臺藩の者であつて、學者の家に生れたからして、並の人よりは、かやうなことを善く心得て居るべき譯であるに、夫でさへ世間の俗説に釣り込まれて、や

ゝもすると迷ふ、夫で今日の話には、俗説といふものを一切取らぬ、諸君も世間に在る話と云ふものを、天窓から全く去て聴て下さらねばならぬ、拙者の調べたのは、藩の記録、夫から舊藩の家柄筋の記録、次に其頃の全くの銘々の自筆の手紙、さやうな物ばかり集めて考へたものである、此話に出る年號が大分入組む、此頃の年號は、寛永が二十年、正保が四年、慶安が四年、承應が三年、萬治が三年、寛文が十二年、段々お話をする間に、此年號が出て来る、

まづ初めに、伊達家の方の事柄を掻い摘まんで話さう、伊達家は古い家筋であるが、まづ政宗を暫く藩祖と見て、二代が忠宗、三代が綱宗、この綱宗と云ふ君公の時に起つた事件である、此人が父の家督をしたのが、萬治の元年で、十九歳の時であつた、翌年初入府と言つて、仙臺へ初めて歸り、其の翌年の萬治の三年三月に參府する同時に、小石川御茶の水の堀、浚ひを幕府から命せられた、今の高等師範學校の前で、牛込門から筋違門までの堀で、こゝに、元來幾分か堀の形があつた、夫を船の通ふやうに堀れと云ふので、堀浚ひである、つまり兩國の川から牛込門の下まで、船が這入るやうにと命せられたのである、是を世間では、騒動があつた後に罰として命せられたやうに申して居るが、夫は違ふ、此堀浚ひが原因で事件となつたのである、萬治三年

五月の晦日が、鐵始めで、此日に始めて着手して、六月が過ぎて七月十八日に、綱宗が押籠隠居になつた、此の五月晦日から七月十八日まで、四十八九日の間が事件の起つた時である、其間に、毎日普請場の見廻りをする、今で所謂土木の監督に出る、其間に遊興の事が起つた、此間だの事を記した書物に、綱宗が行装、人の目を驚かすなど、あつて、随分仰山なことであつたと見える、それで藩の方では、此時名高い伊達兵部少輔宗勝と云ふ綱宗の叔父、即ち政宗の十番目の末子が、一萬石の大名で、仙臺の分家で江戸に居つた、是等が異見をする、夫れから其頃の藩の家老で、江戸詰であつたのが、茂庭周防定元、此者が専ら全權であつて、是等も遊蕩に就て諫める、夫れに、其時の老中の酒井雅樂頭などにも、内々申し入れて、異見をして貰ふ、表面上はチャンドさうなつて居る、此頃は原田甲斐はまだ家老でもなく、少しも關係せぬ、しかし、表面上は異見もし諫めもしたれど、内々には種々の點から、誘惑して悪に陥れたかと思ふ形跡が見える、夫れはどうかと思ふと、此の時四人程、悪い家來があつて、付て居る、是が渡邊九郎左衛門、坂本八郎左衛門、畑與五右衛門、宮本又市、此四人がお側去らずで、始終誘つて一緒に遊んだやうである、此内、渡邊と坂本とは、浪人を新規に召抱へたもので、譜代の家來ではない、中にも渡邊は、劍術の達人、是等が芝居でする相撲の

荒波棍之助などに當る、彼等が勸めたと云ふ事情も、よくは分らぬが、此四人の者が絶えず悪い處へ誘つて行くのを傍で手もつけずに見て居たと云ふが怪しい、是は叔父の威權でもどうにもならう、又家老も全權であつてどうともして四人の者を擯斥して忠義なものを付添はせることも出来たらうのに、夫を退けずにもた、夫から其頃藩の目付役に、里見十左衛門と云ふ者があつた、是は非常な剛直の忠臣で、此者が佞臣等を悪んで、或る事柄に依て、坂本八郎左衛門に果し合を仕掛ける、坂本は驚いて逃げ隠れて、君公に歎願した、それから兵部少輔へ申し込んで、兵部が出て君命で此決闘の仲裁をして、里見をなだめた、一方をかばつたと云ふやうに思はれる、扱段々君公の遊蕩も過て來ると云ふので、幕府より咎めのない内にと言つて藩の方から隠居願を出す、無論、君公には秘密である、然るに幕府の方でも容易に許さぬ、一門家老以下残らず連印ならばと云ふ事になつて、大層面倒になつて、一同の連印を求め、夫から誰を家督にせうと云つて、人物の入札をすると云ふやうなことがあり、夫から幕府の内閣の秘密會議には、半分にして三十万石兵部少輔に與へよう、と云ふ議案を提出した人もあつた、夫等は畧する、大層長くなる、夫れで、つまり七月十八日に、幕府から押籠隠居を命せられたが、綱宗には全く突然で、其日も相變らず

土木の監督に出て、屋敷に歸ると、すぐに押籠になつて、そこで品川の大井と云ふ所の屋敷へ這入つて隠居となつた、此押籠になつたのが十八日、其翌十九日の早朝に、家老の命で、遊蕩に誘つた四人の者を斬つた、此斬り方が變體である、此頃でも、藩に罪を犯した者があれば、裁判所へ喚で、自分に辨明することがあれば、それを聴く、そこで口書きを取て罪狀完結した所で、切腹とか、改易とか、遠島とか、宣告するのが法であつた、然るに、此時は、其住居してゐる長屋へ押込んで斬らせた、丁度安政文久頃の浪人が、天誅を加へると云ふやうな工合に、押込んで騙し打をやつた、殊に渡邊九郎左衛門は、劍術の達人であるから、是を斬るのには、渡邊金兵衛、是が後に奸黨の巨魁、渡邊七兵衛、同姓でも皆んな他人である、杯最も剛勇な者が立向ひ、小人萬右衛門、是も剛力、さやうな者に斬らせた、此四人の處刑の事は、幕府へ届出になつたと見え、幕府の記録に、チャンと載て居る、押籠になつた翌日、此者共を斬つたは、聊か謝罪の意を表したものと見える、扱糺問無しに殺したと云ふのが怪しい、是れは、糺問をして見ると、まづ君公と一緒に遊んだことでもあるから、工合も悪い、又モウ一步進んで、嚴しく責めて口書を取つたならば、蔭で勸めた者があるなら、其内情も出て來るに違ひない、其邊もあつて、かやうな變態の刑を行つたかと思はれる、又此處刑に

前に申した里見十左衛門が立入ったと見えて、處刑後に、今度は兵部少輔が里見の處置を非常に褒めて居る。又水戸の黃門頼房卿は、かねて自分の娘を綱宗に妻はす約束であつた(結婚せぬ中に綱宗が隠居となつて、その息女は後に鎌倉の尼寺の英勝院に入て開基となられた)さやうな縁で、水戸の頼房卿も、此時種々相談があつて、四人を斬つたことに就ても、里見を褒められた、兵部少輔が、前には里見と坂本の決闘の仲裁をして居ながら、綱宗が隠居になつた後には、里見の處置を大尉褒めるといふ、こゝらが辻褄の合はぬことと思ふ。

それで、綱宗は、二十一歳で隠居になり、品川に居て、七十二歳まで長命せられた、此人は決して凡庸でない、餘程剛氣な豁達な人であつた、政宗の氣性を受けて居る、隠居だから、別に仕事もないが、お茶もせられた、歌もよび、夫から刀を鍛へる、その鍛へた刀は随分有名なもので、書をも書く、蒔繪をもする、此人が自身に作られた立派な琴、三味線などがある、最も驚くのは、自分の座敷を残らず硝子張にした、其頃の硝子は非常に貴かつた物で、六寸四方位の硝子が、一枚、三兩、大きいのが、長貳尺横一尺五寸位、それが一枚七拾兩皆長崎から取寄せる、夫が四百何十枚、随分豪擧を極めたものである、此人の氣性が、こゝらで大抵分る、世間で言ふやうな凡庸ではない、唯年のゆか

ぬ中に、人に陥れられたと言ふ事に止まると思ふ、こゝらで先づ伊達家の方に關係の事は一段落とする、後を云ふと中々長い、

それから、元の『先代萩』に戻つて、先刻申した通り、一段から五段までは、専ら高尾に關係するから、高尾の話をせう、江戸の遊廓、吉原、京町一丁目の三浦屋四郎右衛門と云ふ妓樓には、高尾と云ふ者が代々あつて、十代目まであつた、初代の高尾は、元吉原と云つて、今の日本橋區の難波町住吉町邊にあつて、今に大門通りと云ふ名が残つて居る、其の吉原の頃の妓であるから、今日の話しの上に關係がない、其次の二代目高尾が今日の話に當る、世の中で萬治高尾と云ふ妓である、世間に高尾十代の系圖を調べたものが澤山ある、随分昔しの世の中には、呑氣な人があつて、女郎の系圖を作つて居る、拙者が集めたにも十餘種ある、瀬名貞雄、太田南畝(蜀山人)、山東京傳の作などいろ／＼ある、然るに、まぢ／＼で決定がない、さうして、殊に論點になつて居るは、淺草の山谷町に春慶院と云ふ寺があつて、其處に高尾の墓がある、其墓には死んだ日を萬治二年十二月五日と彫つてある、次には日本堤の東の入口に西方寺と云ふ寺があつて、俗に道哲と云ふ、此處にも墓があつて、此墓には萬治三年十二月二十五日と刻つてある、この年月の違ひが論點で、高尾の系圖家が争つて居る、然る所、山東

京傳の舎弟の京山が、嘉永二年八十一歳の時に作つた『萬治年間高尾考』と云ふ書がある。高尾を調べた中で一番新らしい。此中に有力な材料が引いてある。それは『高尾風くた物語』といふ本で、二冊もの。萬治三年正月に板に彫つたものである。其書に據ると、二代目高尾は、前年の秋から病氣になつて、十二月五日に死んで、年は十九である。とあつて、その初七日の即ち十二月十一日の祭文が載せてある。此頃吉原へ通つて居た人と見えて、大尉歎いた文章である。高尾が前年十二月死んで、翌年正月に此書を出版してあるから、是は破ることの出来ぬ證據である。それが山谷の春慶院の墓に萬治二年十二月五日とあると符合して居るから、春慶院の墓の年月は、争ふべからざるものとなつた。是の京山の編輯は、一番後であるから、一番儘に出来たのである。然るに同じ萬治三年九月出版の『吉原鏡』と云ふ本がある。後世の所謂細見のやうなものに見える。其中の一番筆頭に高尾が見えてゐる。からして前年に死んだといふを取消す力があるやうな出版物であるが、吉原細見と云ふものには、前年の版本を、翌年、年號だけ彫直して田舎者に賣ると云ふことが幾らもあるから、前の『高尾風くた物語』を消す力はない。よし、此の吉原鏡を證據と見ても、萬治三年九月に、まだ高尾が居るから、身請や釣切はないといふ事も分る。又萬治三年から二十五年後の

貞享四年1727に出版になつた『増補江戸鹿の子』に、二代目高尾は、萬治の初めに死んだとある。萬治は三年外續かない。その萬治の初めに死んだとあるから、萬治三年の死と云ふことは取られぬ。又夫より二十六年後の正徳三年に出版になつた『吉原系にし草』にも、二代目高尾は、確かに病氣で死んだとある。夫で三代目の高尾、通例三九高尾と言ふは、萬治三年から四五年經つて、寛文の四五年頃に高尾となるから、此の二代と三代との間に高尾は暫く中絶する。かやうに考證して見ると、綱宗の遊んだ萬治三年五月三十日讞始めから、七月十八日隠居の間まで、吉原に高尾と云ふ女郎は居らぬ。夫で『先代萩』の高尾と云ふものはどうく抹殺になる。

扱又、仙臺の荒町の佛眼寺と云ふにも、高尾の墓があると言觸らして居る。是は舊藩の家柄で、只野伊賀と云ふ人の妻の眞葛と云ふ女が、學問があつて『みちのく話』と云ふものを書いて、夫を江戸の戯作者の曲亭馬琴の所へ送つて、文章を直して貰つた。其書中に、仙臺の佛眼寺に高尾の墓があるとあるを、馬琴が知て非常に驚いて、世間へ吹聴した。それから此話が、大分傳播して居る。併し是もいけぬ。此佛眼寺の墓と云ふものは、播州たつの相原村から出た、相原新左衛門といふ浪人の娘の墓で、名をしなといひ、萬治二年から綱宗の妾になる。其時は二十一歳。享保元年七十八歳死。其妾の後が

梶原と云ふ家に立つたのである、これと比べると、二代の高尾は、下野の鹽原の百姓長助の娘で、萬治二年、十九歳で死んだとあるに更に合はぬ、又永代橋の西の袂に高尾明神と云ふ社がある、それが高尾の屍を埋めた處だとも言ふが、調べて見ると彼の社は、萬治年間よりズット前の寛永年中からあつて、山城の高雄山の神を祀つたものであるから、遊女の高尾に何の關係もない、

次に、俗書は一切取らぬ内、是ならばと考へる直打のあるが二ツある、夫は『諸家深秘録』是はよく分らぬが、其中に、前の陸奥守綱宗と書てある、綱宗隠居して次は綱村であるから、綱村の時代に書いた書に違ひない、同時の書に、『鶴の毛衣』と云ふもある、是は全く深秘録から抜書をしたものである、夫からモウ一つ『洞房語園』此の作者は吉原の開基、庄司甚右衛門の三代目の庄司又右衛門(道恕齋)で享保五年に出来た、此洞房語園には、吉原の古事事歴から、種々遊女の變遷や何かを書てある、(此書に異本が二種あつて、天明年間に俳諧師某の増補した天明の増益本といふもあるから、注意せねばならぬ、)

そこで、深秘録には、どういふことがあるかと、云ふと、これには、綱宗といふ人が、小石川の堀邊ひ中に遊びに行つたのは、橋町の柳湯と云ふ風呂屋兩國の橋町に今でも

柳湯といふがある、其湯屋に勝山と云ふ女があつて、其の頃の東京市中の風呂屋には遊女が居つて、なか／＼盛んなものであつて、それを湯女と言つた、此の勝山の所へ、昵近な家來共を連れて通つて、仕舞には身請けをした、そして吉原へも通つたと書いてある、しかし『洞房語園』『一代男』などには勝山を、丹前の湯女としてある、丹前と云ふのは、今の神田淡路町の南の行き當りの、日本新聞社の處が、堀丹後守の屋敷で、表門は南の方へ向いて居て、其門前の湯屋に、盛に湯女が居て、全盛を極め、夫をば一般に丹前と言つた、丹後殿前と言ふことで、『已往物語』に、丹後殿の前に掛ることを、異名に丹前に掛ると云ふと書てある、勝山は此丹前の湯女で、活氣な女で、男の粧をしてあるいて大層流行つた、今でも婦人の髮の結び方に、勝山と云ふがあるは、此女が結び始めたのである、丹前姿、丹前風など、云つて、後に芝居でするも、皆此女の姿から起つた、堀丹後守の屋敷は、寛永の古圖に見える、越後村上の九萬石の大名で、寛永十九年に潰れた、扱、江戸市中の湯女を、幕府で禁じたことが、二度ある、夫で勝山は吉原へ這入り、京町二丁目、山本屋芳潤と云ふ者の抱へになつて、矢張、全盛第一であつたのが、承應年中であるといふことが、洞房語園に書てある、湯女は、慶安元年に禁せられて、再び出来て、明暦三年の大火以後、吉原を淺草に移す時に、湯女も残らず吉

原へ追込まれたれば、湯女を禁じたは二遍である、そこで勝山は、承應の頃吉原で全盛であるから、其の前の慶安元年の湯女禁制と共に、元吉原に這入つたのである、夫れで勝山が丹前に居つて極盛んな時分を極々若く、十七歳位と見ると、承應年中吉原で全盛の時は、二十二三歳となる、さうすると、萬治三年、新吉原で綱宗が遊んだ時は、勝山は三十歳位である、後世の吉原の規則では、遊女の年季は、二十五歳で明けて自由の身となる、極後には二十七歳慶安、萬治頃はどうか知らぬが、何にせよ、勝山が新吉原にまで移つて、三十歳まで全盛と云ふことはなからうから、綱宗が通つた女には合はぬ、そこで、深秘録の信用のできぬのは、第一湯女といふが間違つて居る、其上、元吉原であつて、土地も時代も違ふ、夫で仕方がない、此勝山も抹殺である、そこで、次には、洞房語園、此書中に、誠に隠微に書いてあつて、チヨツと讀では分らぬが、確に夫に違ひない、と思ふ文章がある、此中の一節に、先づ、初めに世間で華美やかな姿の事を伊達といふ、是は寛永三年に、將軍が上洛された、此時に伊達政宗が供をして上つた、其行装が如何にも立派であつた、ソレから伊達姿と云ふと、斯う書いてあるに、直に續けて、一年御茶の水の御堀普請ありし時と書出して、吉原へも人多く入込んで賑ひたり、折節夏の頃なりしがと書てある、お茶の水の堀浚ひは、萬治三

年五月からで、翌年の三月に落成したのであるから、夏と言へば、萬治三年の六月七月にスツバリ嵌る、次に、吉原の仲の町で、小僧が冷水を賣つて居た所へ、一人のお客が来て、天目に水一杯飲んで、袂から銀錢を十文ばかり出して、小僧に呉れた、此の銀錢と云ふものは、寛永通寶であらう、通用錢ではないけれども、大名であるから、そんな物を持って居つたかも知れぬ、唯一杯の水に銀錢十文で、小僧大に驚き、親の所へ駈て行つたから、親も驚いて、其邊を持ちあるいて、吹聴したと云ふことがある、其文に續いて、歴々のお方と見えて、供を連れられることもあり、又單騎で來られることもある、とあつて、其後に、漢の宣帝の時に、京兆の尹、即ち長安の都の町奉行に張敞と云ふ人があつて、人望があつたが、此人、朝廷出仕の歸りに、長安市中の遊女町を歩く、人望のある者であるから、帝も惜まれてお咎めもない、漢の張敞は、扇子で顔を隠したが、此銀錢の客人は、さのみ遠慮の體も見えず、大かた素顔で來る、斯う書いたのは、非常に驚いた文章、此頃の大名の吉原通ひと云ふことは、珍しからぬことで、今の身分のある人が、新橋などで藝者を買ふやうなもので、水戸の黃門光國卿と云ふ、嚴重な人さへも行つた、右の文も、貴人として、誰にも嵌まり、綱宗に限らぬやうであるが、伊達姿を云ひ、堀浚ひを云ひ、歴々と云ひ、朝廷出仕の歸りを土木監督の歸りにかけて、

咎めがないと云ふとも句はして居る、殊に素顔と云ふことに就ては當時の書類に、行装人の目を驚かすと云つてあるにも、大に響く、此頃侍以上が吉原通ひをする時は、皆編笠を冠つたもので、武士も道具を伏せ編笠など言つて、町人でも身分ある者は、顔を隠した『紫の一本』に其頃の風俗で、鼠色の、どろめん羽織を着て、それを頭から冠つて廊に入るとある、繪にも羽織を冠つて居るがある、又『洞房語園』の中に、人目を忍ぶのは、ゆかしくてよいが、座敷の中までも笠を冠つて道入るのは、チト如何である、など云ふことも書てある、總て吉原通ひをする人は顔を隠すと云ふ所へ、此の銀錢の客人は、素顔であるから、是に驚いたのである、綱宗の裕達にして、傍若無人な所を寫し出してあるやうに思ふ、仙臺の某家に、綱宗が自分で自分の肖像を書いた掛物がある、是は妾の家筋で、暇を呉れる時に、形見として書て呉れたもの、肖像が羽織を着て居て、頭にチヨイと紫の帛を當て居る、其頃の風俗であつたか知らぬが、『洞房語園』の文章を聯想して、をかしいことに思ふ、夫から右の文の中に、揚屋は平右衛門方で、山本屋の薫と云ふ大夫に折々會はれたりとある、折々とあるから、頻繁でもなかつたと見える、且又前の勝山が、年取てまでも吉原に居つたと見ても、同じ山本屋の妓であるから、一つ妓樓で二人の大夫を買ふ譯には往かぬから、どちらか一人

は潰さねばならぬ、さうして『洞房語園』の中には、別に勝山のことも詳しく書いてあり、高尾のことも書いてあるに、夫は書かぬで、却て綱宗の方には、薫としてある、そこで、綱宗と云ふ人が通はれたのは、新吉原の山本屋の薫であらうと私は決する、今日まで手に入れた材料は、是より外にない、しかし、芝居などに、山本屋の薫では、狂言作者も御免を蒙むるであらう、いづれ歴史を考證すると、末には斯んなことになつて仕舞ふ、

しかしながら、芝居で、仙臺様に高尾といふことを演ずるに、何か仔細がなければならぬ、それには別に原因がある、萬治三年、綱宗の遊興から、八十三年後の寛保元年に（八代將軍の時）播州姫路の城主で十五萬石の榊原式部太輔政峰といふ大名が、三浦屋の十代目高尾を、千八百兩で請出した、此事が幕府に聞えて、押籠隠居と爲つて、越後の高田へ國替になつた、それが、當時、世の中に、非常な評判であつて、客が大名でもあるし、妓が高尾でもあるし、芝居道では、世の人の氣先を買ふものであるから、それを芝居に作り始めた、去りながら、榊原とは書けぬから、種々に作り變へた、それについて少し話がある、此寛保元年に榊原が國替になつた同年の書物で、『奈良日記』といふものがある、大和の國の奈良の人が書いたもので、其中に此榊原が、十代目高尾を

請出して是を斬つたとある、是は傳聞の誤りであるけれど、さやうなことが書いてある、それから大抵同時のもので、『事跡合考』といふ本がある、『参考落穂集』ともいふ、此書物にさういふ譯か知らぬが、綱宗が高尾を請出して、十本の指を、毎日一本づゝ截つたと云ふ事が書てある、『奈良日記』と同一誤を、更に誤つたものでもあらうか、併し此十代目高尾は、尼になつて、七十歳以上で死ぬ、是から、元の芝居に戻つて話す、此寛保元年の榊原一件より前、享保九年にした芝居が、『太平記於國歌舞妓』中村座での興行で、その役割には、荒獅子男之助赤松武者之助仁木彈正、細川勝元など、いふ者が見えて、後世の先代萩に頗る似通つた名があるが、これはあとから此役名を採つたのである、然るに此『太平記於國歌舞妓』の中に高尾がない、於國は出雲の於國でそれが三條勘太郎といふ役者の役割になつてゐる、勘太郎は其頃の立お山である、高尾があらば、立お山がすべきであらうにない、但し此の『太平記於國歌舞妓』は、役割ばかり知れて、筋書が分らぬ、正本臺帳を穿鑿しても見出されぬ、しかし、伊達騷動や高尾には、更に關係ない狂言と見てよろしい、扱前の寛保元年榊原一件から六年後の延享三年に、『大鳥毛五十四郡』といふ狂言が森田座である、是が始めて伊達騷動を作つたらしく、これに始めて高尾が出る、故

人關根只誠氏の話であつた、萬治から八十七年後、且榊原事件の後に、始めて伊達騷動が芝居となつて、始めて高尾が出る、其後二十八年の、安永の七年に出來て、中村座で興行したのが、『伊達蕨阿國劇場』で、無論伊達騷動である、仕組は即ち足利左金吾頼兼で、若君が兼若丸となつてゐて、高尾も、外記左衛門もある、政岡は月岡とあつて、荒獅子男之助も仁木彈正も細川勝元も山名宗全もある、是は前の『太平記於國歌舞妓』を取て、頭だけ『伊達蕨』と變へて、ソックリ前の役割を持て來て、それに頼兼と高尾をはめこんでそれを伊達騷動に作つたのである、後十一年の天明二年に、『伊達染仕形講釋』といふ芝居が出來た、是も中村座で矢張り伊達騷動を仕組んだもので、此中に始めて三又の釣し切が這入て居ると、是も關根氏の話、それから天明五年に、即ち今日の演題の『伽羅先代萩』が出來たのである、扱此の『伽羅千代萩』は芝居ではなく、先刻申した通り、淨瑠璃で操人形にかけたのである、其筋は、奥州の秀衡の家督争ひと云ふので、足利左金吾頼兼でなく、綱宗のことを冠者太郎義綱としてゐる、綱宗の綱を取て義綱、それから若君は鶴喜代君、叔父の免貫と云ふのが錦戸刑部で、兵部を刑部とし、伊達安藝のことは、外記左衛門でなく、伊達の次郎明術で、安藝を明とし、此に月岡が政岡となつて始めて出る、松ヶ枝節

之助があつて、原田甲斐のことは、貝田勘解由となつて居る。此が『伽羅千代萩』の中の役割である。かやうに寛保元年の榊原一件から後に、高尾と云ふ者は、芝居に這入て、伊達騒動を、狂言作者が種々に作り變へて居る。

然るに、今日諸方の芝居でする『先代萩』と云ふものは、誠にをかきなもので、前に申した『伊達競阿國劇場』の中の花水橋の段と、毒茶の段を取つて、其次へ『伊達染仕形講釋』の中の釣切りを一幕入れ、其次に『伽羅先代萩』の御殿場を一幕入れて、其の後が元へ戻つて『伊達競阿國劇場』の對決の場を入れてゐる。方々からチヨイ／＼摘まんで作つたものだから、一方の作者の作つた名前と、一方の作つたのと、まじつて居る。一方の冠者太郎義綱ならば、其子は鶴喜代で宜しいが、一方の足利金吾頼兼ならば、兼若丸とせねばならぬ。さう云ふやうに方々から取て來て、いづれも元の名前で出て居るので、頗る行違ひになつて居る。それで天明五年に松貫四等が作つた『伽羅千代萩』の全篇は、今日では芝居にするものもなければ、淨瑠璃としても誰も語る者はない。タツタ御殿場一段だけが用ゐられて、是が芝居にもされ、淨瑠璃にも語られて、唯『先代萩』と云ふ外題だけ残つて、其實はタツタ一段外用ゐられて居らぬのであるから、今の芝居では『伊達競阿國劇場』が『先代萩』の御殿場一幕に庇を借りられて、母屋

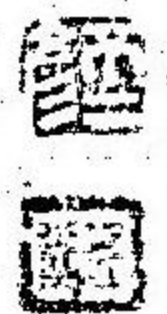
を取られて、『千代萩』の外題で、『忠臣藏』と共に、芝居道の獨參湯とまで評判されて居る。初めは、世の中の人も、是は榊原高尾の一件を芝居にしたのだなど知つて居つたに違ひない。然るに榊原は何時か知らぬ間に雲か霞の如くになつて、終に仙臺様が高尾について、實説のやうになつて仕舞つたのであるから、事實の方から言ふと、伊達家では榊原の爲に高尾の關係に借りられて、どう／＼母屋を取られた仕合である。是はまづ過ちのない考へで、確かにさう見て差支ない。是は何も高尾を榊原家に嫁して、綱宗の爲に冤罪を雪ぐと云ふ譯でもない。事實さうであるから仕方がない。綱宗にも前に申した通り別に事實があつたのである。私も斯んな所で、舊藩主のことを言ふのも不本意であるが、已に滿天下に知られて、隠すことも出來ぬ。唯々歴史の上の考證を話すまでの事である。それから、例の政岡、松前鐵之助の事、是亦事實は更でない。右の次第で、寛保といふ年號を土臺にして、寛保以後の物は取られぬ。寛保以前の書物に何かあるならば、別に考へねばならぬが、さもなくば一切俗説である。伊達騒動の事に就ては、舊藩に委しい記録がない。それで編輯したらよからうと云ふと、私は十年程材料を集めて、三十卷以上にもなつた。鼠が巢を作るやうに集めた材料は、悉く其頃の實物ばかりであるから、中々面白い。當年は脱稿させるつもり、

十冊か十五冊位にならう、大方出版にならうから、それを御覽なされ、随分面白い、しかし舊藩では、忠臣の事蹟を存する必用もあるけれど、歴史の上からは、一軒の大名の家中の事件で、何の直打もない、唯如何にも世の中に名高いことであるから、調べ置くもよい、そののみならず、萬治寛文年間頃に、幕府の大名を扱つた工合が、後世とは餘程違ふ、それらの事は、随分歴史の方の役にも立つ、何れ出来たらば御評を願ふ、今日は柔かな話といふだけで、まづ此邊で御免を蒙ります。

復軒・雜纂

大尾

昭和三年戊辰三月十日以前迄、年々有る



明治三十五年九月一日印刷
明治三十五年十月五日發行

復軒 雜纂
定價金一圓六十錢

著者 大槻 文彦

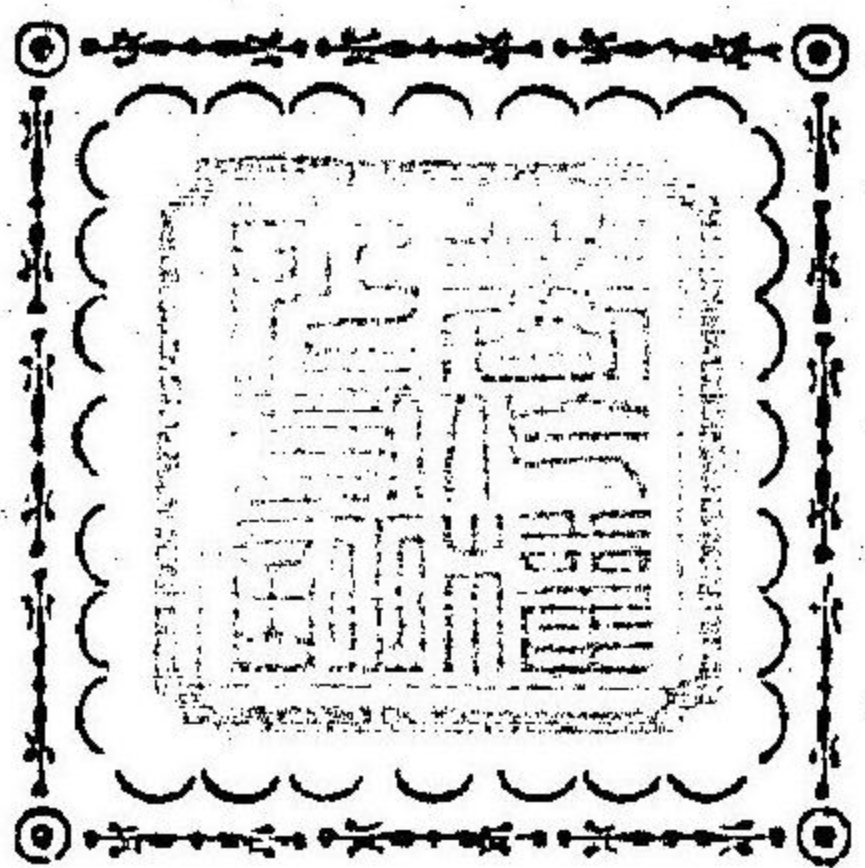
下谷區根岸御行松西へ入ル

發行者 大倉 廣三郎

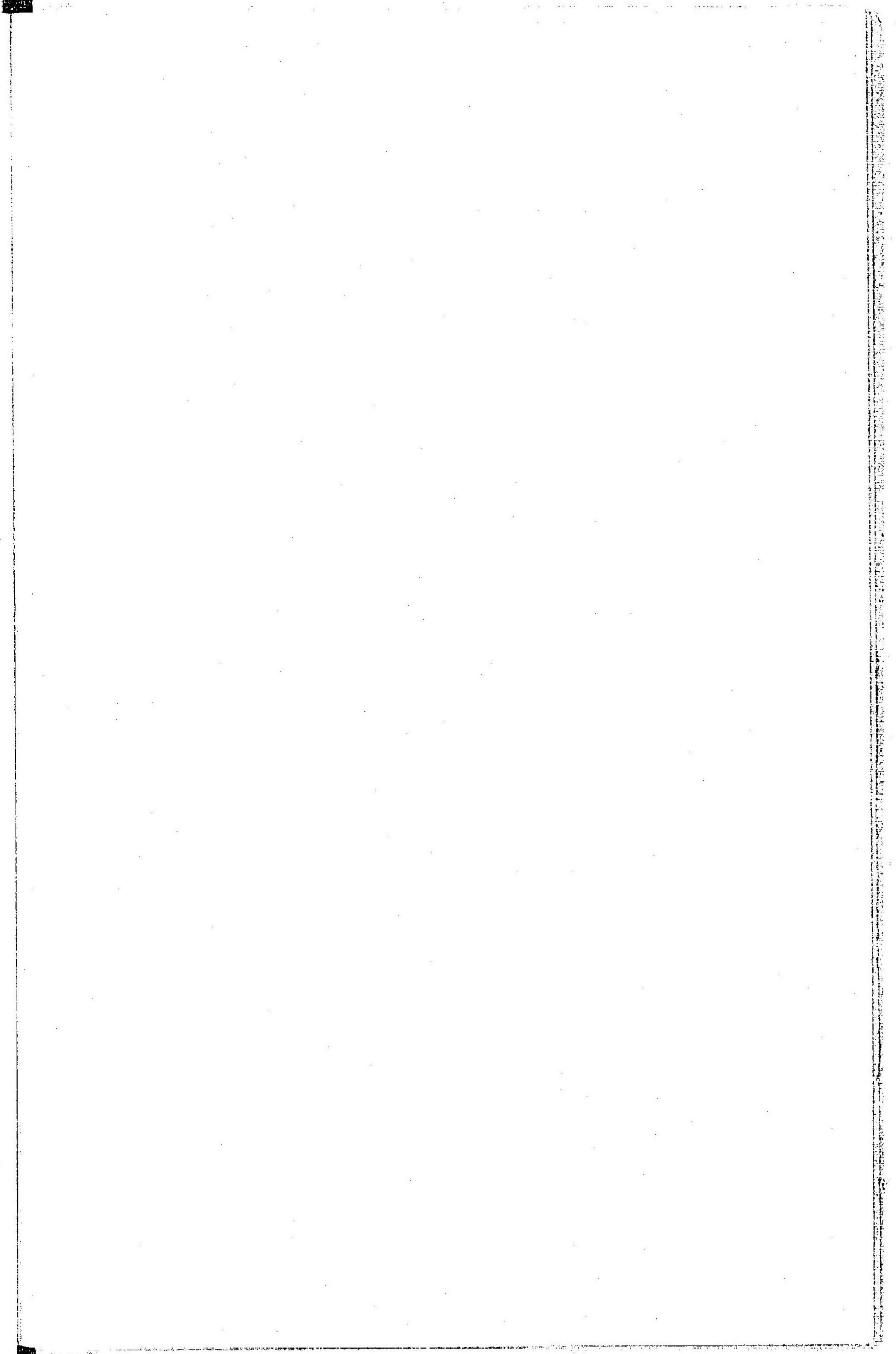
京橋區桶町二十一番地

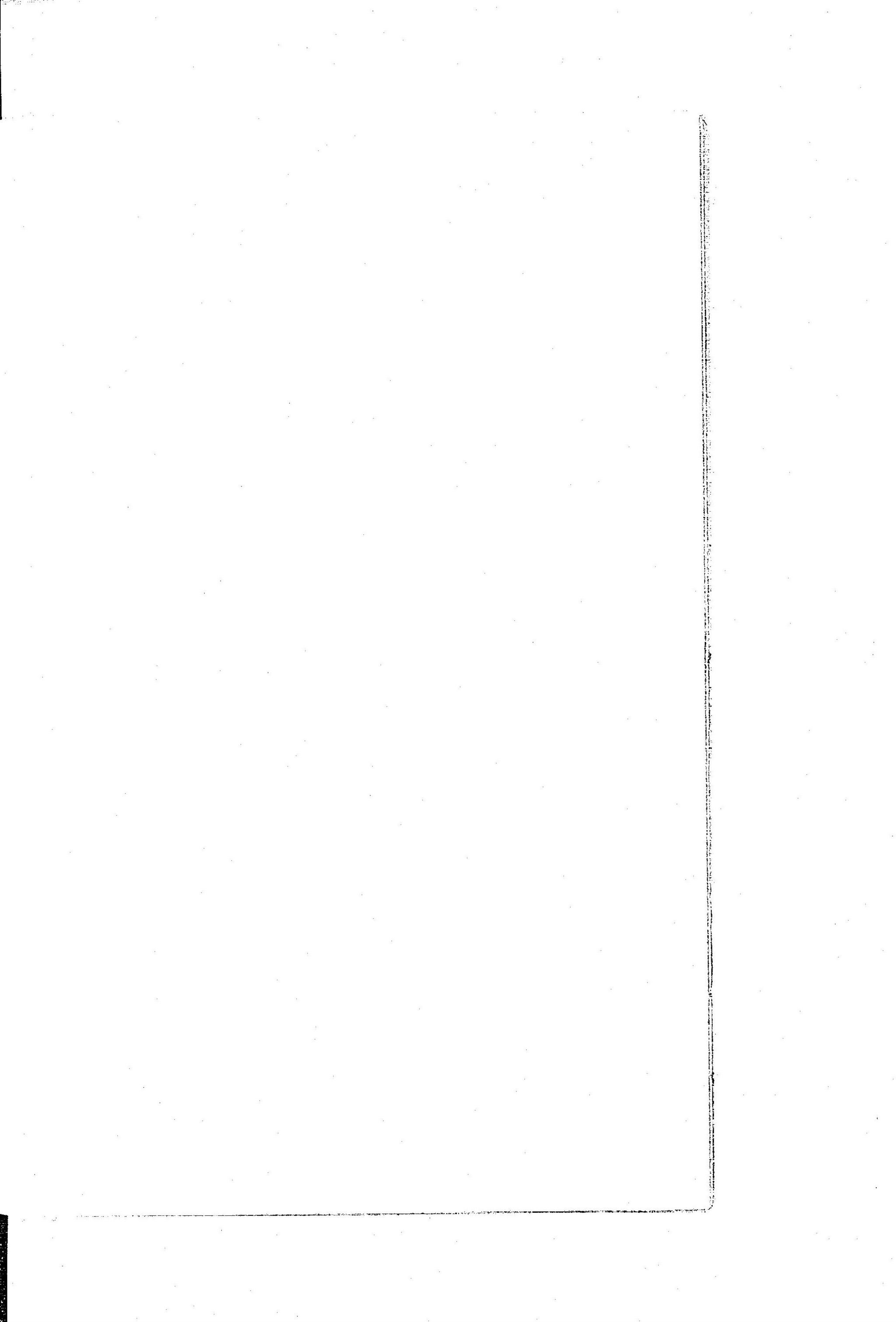
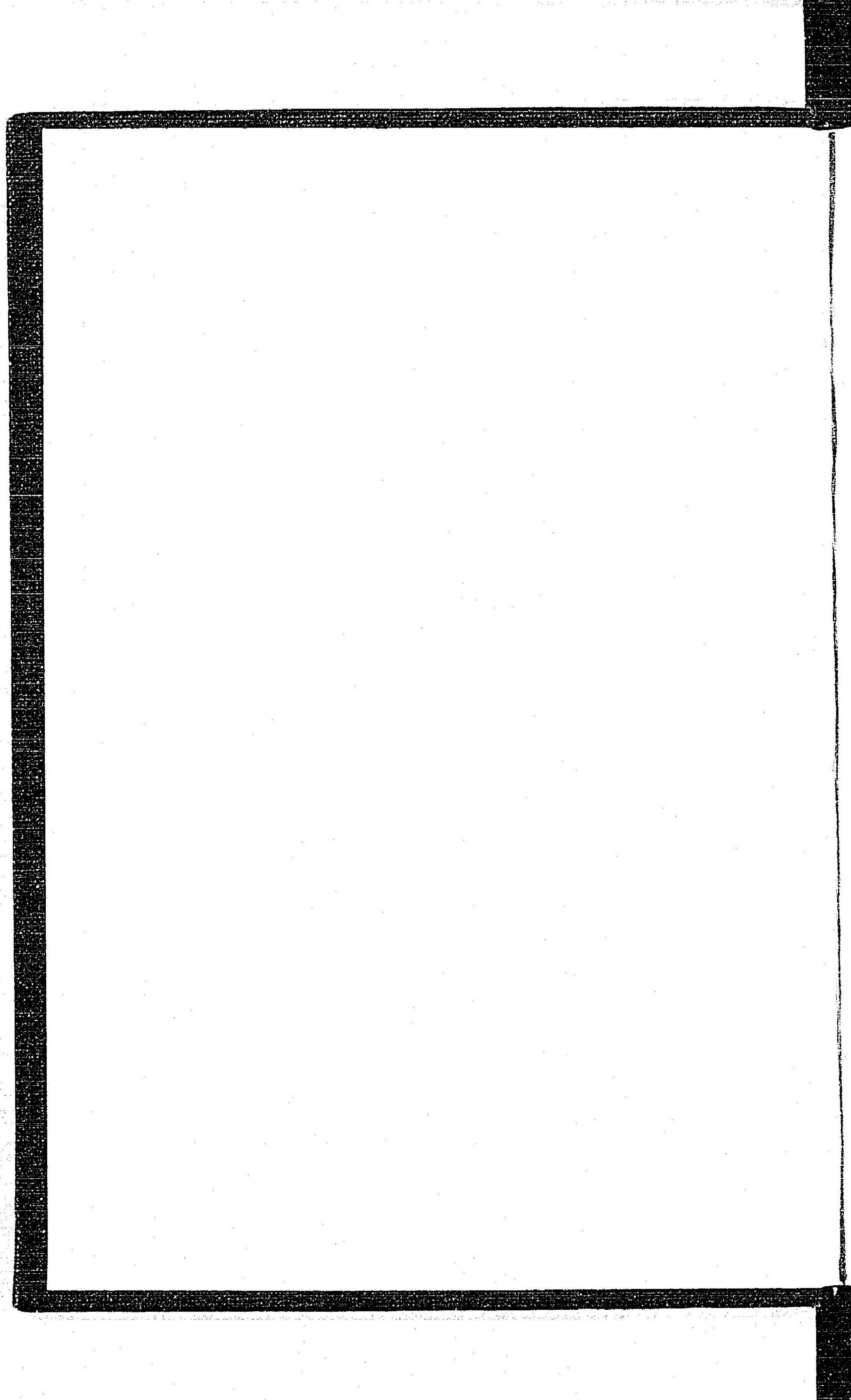
發行者 大倉 隆四郎

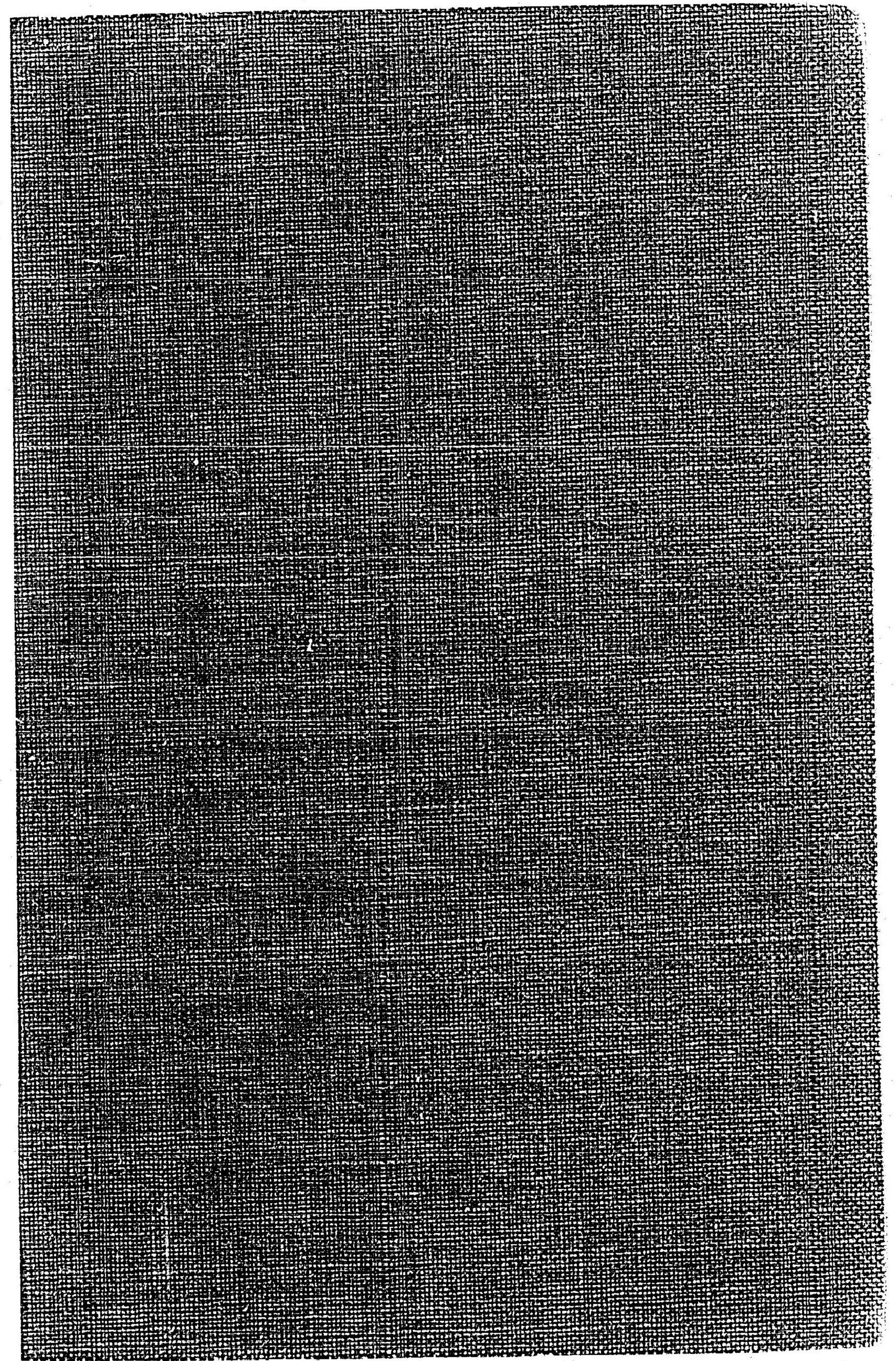
神田錦町一丁目十二番地



發行所 京橋區桶町二十一番 廣文堂書店







049.1
0932R

102527-000-8

049.1-0932h

復軒雜纂

大槻 文彦 / 著

M35

EAH-0104



